

セーリング競技普及啓発・東京 2020 大会気運醸成等に向けた広報業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的及び趣旨

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）におけるセーリング競技の江の島開催を踏まえ、セーリング競技の成功に向けて認知度を高め、気運を醸成する必要がある。そこで、継続的、多面的な事業を展開し、市民のセーリング競技の普及啓発を図ることで、市民のセーリング競技・東京 2020 大会への気運を醸成する。

また、東京 2020 大会の開催を契機として、パラスポーツの普及、共生社会の実現に向けた取組を推進する。

2 事業者の選考

事業の実施にあたり、広く民間のノウハウや知識、アイデア及び経験等を活用するため、企画提案（プロポーザル）方式により受託者の募集を行い、応募のあった事業者による提案内容を総合的に審査して、事業者を選考する。

3 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

セーリング競技普及啓発・東京 2020 大会気運醸成等に向けた広報業務委託

(2) 業務の内容

セーリング競技普及啓発・東京 2020 大会気運醸成等に向けた広報業務仕様書のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から 2020 年（平成 32 年）3 月 25 日（水）まで

(4) 予算額の上限

9,105,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 支払条件

業務完了払い

(6) 停止執行条件

平成31年度予算が藤沢市議会において議決されない場合は、本プロポーザルは無効となる場合があります。

4 発注者及び提案募集事務局

(1) 発注者 藤沢市長 鈴木 恒夫

(2) 提案募集事務局

藤沢市 生涯学習部 東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階

電話：0466（25）1111 内線6312

メールアドレス：fj-games2020@city.fujisawa.lg.jp

5 参加資格

募集開始日から契約締結までの全期間に渡って、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

- (1) 「かながわ電子共同入札システム」による平成 30・31 年度競争入札参加資格名簿に登録の業者については、募集開始日以後に藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。登録のない業者についても、募集開始日以後に指名停止と同等の事項が発生しないこと。
- (2) 藤沢市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中の事業者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条又は第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用していない事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事業者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全である事業者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、更正手続開始の決定、民事再生法にあっては、再生手続開始の決定を受けている事業者を除く。
- (6) 納付すべき地方税及び国税を滞納が無い事業者であること。

6 スケジュール

事業者選定までの事務手順は、次のとおりとします。なお、プレゼンテーション・ヒアリング実施日等の日程が都合により変更になる場合は、提案募集事務局から提案事業者に連絡をします。

1	公募期間	2019 年（平成 31 年）1 月 29 日（火）から 同年 2 月 8 日（金）午後 5 時まで
2	実施要領等への質問期間	2019 年（平成 31 年）1 月 29 日（火）から 同年 2 月 8 日（金）午後 5 時まで（必着）
3	質問に対する回答	2019 年（平成 31 年）2 月 13 日（水）までに 市ホームページ上で回答
4	参加申込書等の締切	2019 年（平成 31 年）2 月 8 日（金）午後 5 時まで （必着）
5	企画提案書等の提出	2019 年（平成 31 年）2 月 25 日（月）午後 5 時 まで（必着）
6	企画提案のプレゼンテーション・ヒアリングの実施	2019 年（平成 31 年）3 月 1 日（金）頃予定の当 市が申込者に指定する時刻から概ね 30 分程度
7	選考結果の通知	2019 年（平成 31 年）3 月 6 日（水）頃（予定）

7 参加手続き

本事業に参加を希望される方は、「5 参加資格」を確認の上、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）：1部

イ 団体概要書，会社案内等：1部

ウ 定款及び登記簿謄本（参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの）：1部

エ 決算書の写し（直近1ヶ年分）：各1部

オ 納税証明書（参加申込書提出日前3ヶ月以内に取得したもの・写し可）：各1部

次の地方税及び国税に関する納税証明書（平成29年度分）を提出してください。

(ア) 法人県民税・事業税

神奈川県内に営業所がある場合は、神奈川県税務事務所が発行するもの。神奈川県内に営業所がない場合は、本店の所在する都道府県が発行するもの。

収益事業を行わないNPO法人等で、課税が免除されている場合は、課税免除を確認できる資料（課税免除決定通知書等）の写しを提出してください。

(イ) 法人税・消費税及び地方消費税

本店所在地を所管する税務署が発行するもの。

免税事業者についても、「未納の税額のないことの証明書」が発行されるので必ず提出してください。

(ウ) 藤沢市の固定資産税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

市内に事業所があるが、固定資産がない場合は、無資産証明書を提出してください。

(エ) 藤沢市の法人市民税（市内に事業所がない場合は不要）

藤沢市が発行するもの。

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2019年（平成31年）1月29日（火）から2019年（平成31年）2月8日（金）までの期間（土日祝日を除く）、午前9時から午後5時まで。（正午から午後1時までを除く。）

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参してください。

8 質疑

本プロポーザル実施に関する質疑がある場合には、質問書（様式2）を提出してください。

(1) 受付期間

ア 持参の場合

2019年(平成31年)1月29日(火)から2019年(平成31年)2月8日(金)までの土日祝日を除く午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

イ 電子メールの場合

2019年(平成31年)1月29日(火)から2019年(平成31年)2月8日(金)の午後5時まで。

(2) 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参または電子メールにより提出してください。電子メールの場合はメールのタイトルを「プロポーザル質問書(広報)」とし、送信後に提案募集事務局へ電話で連絡をしてください。

(3) 質問への回答

2019年(平成31年)2月13日(水)までに市公式ホームページ上で回答します。なお、回答に対する再質問は受け付けません。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書：原本1部，写し10部

企画提案書作成要領(別紙1)に基づき作成したもの。

イ 見積書(様式3)：原本1部，写し10部

ウ 業務責任者及び主たる担当者届出書(様式4)：原本1部，写し10部

エ 平成20年度以降に受託した，提案事業者及び主たる担当者の，水上スポーツイベント業務の受託実績報告書(様式5)：原本1部，写し10部

(2) 提出書類の提出場所及び方法

ア 受付期間

2019(平成31年)2月25日(月)までの期間(土日祝日を除く)，午前9時から午後5時まで。(正午から午後1時までを除く。)

イ 提出方法及び提出先

提案募集事務局へ持参してください。

10 プレゼンテーション・ヒアリング

(1) 実施日時

2019年(平成31年)3月1日(金)頃を予定

(市が申込者ごとに指定した時刻から概ね30分間とします。)

※ 実施時間については，企画提案書の提出後，申込事業者に連絡します。

(2) 実施場所

藤沢市生涯学習部東京オリンピック・パラリンピック開催準備室

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階（予定）

（3）時間配分

各事業者概ね30分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分程度とし、準備時間は含みません）とします。

※ プレゼンテーション・ヒアリング審査当日は、主たる担当者によるプレゼンテーションを実施してください。また、出席者は、最大3人までとします。

※ プロジェクター（パソコン出力は、HDMI端子のみ可）、スクリーン、電源は、市が用意し、その他に必要なものがある場合には、申込事業者が用意するものとします。

（4）その他

各事業者のプレゼンテーションに用いる資料やスクリーンに投影する情報は、提出済の企画提案書と同一のものとします（資料の追加又は変更の提出は認めません）。また、プレゼンテーション中に、事業者名を選考委員に伝える行為は禁止とします。

11 選定方法

（1）事業者の選考・審査方法

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーション・ヒアリングにより、最も優れた事業者を選定し、優先交渉事業者として決定します。

選考方法は、セーリング競技普及啓発・東京2020大会気運醸成等に向けた広報業務実施事業者選考委員会（以下「選考委員会」という）の委員が、（2）の審査項目に基づき、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査し点数化します。

各選考委員の評価点の合計が最も高い事業者を優先交渉事業者とし、評価点が2番目に高い事業者を第2位優先交渉事業者とします。この場合において、評価点の同じ事業者が2者以上あるときは、提案内容の「セーリング競技の普及啓発（セーリング出張陸上体験会、クルーザーによるセーリング国際レース等観戦イベント、セーリングに関する授業の実施の3イベント全て）」、「パラスポーツの普及啓発」の項目の合計値が高い事業者を優先交渉事業者とします。

なお、申込事業者が1者だった場合は、市が設定する基準点（満点の5割）以上であれば、当該申込事業者を優先交渉事業者とします。

また、申込事業者数に関わらず、「安全性確保方策」の審査項目に対して選考委員が1人でも「安全性への配慮が不十分」という評価をしたときは、選考の対象としません。

※ 評価点は、それぞれの申込事業者に対し、優先交渉事業者及び第2位優先交渉事業者の合計値のみを公開します。

（2）審査基準及び審査項目

ア 審査基準

企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションについて、各評価項目に基づき審査し、上記（１）に基づき総合的に判断して優先交渉事業者を選定します。

イ 選考にかかる評価項目及び評価のポイントは、次のとおりとします。

	評価項目	評価のポイント	配点
1	業務遂行能力	①業務実施体制の確立 ・人員配置，セーリング競技関係団体やスポーツ競技団体等に係るネットワーク等 ②確実なスケジュール管理計画の確立 ③主たる担当者の水上スポーツイベント企画・運営に係る業務実績数について	16/100
2	セーリング出張陸上体験会	①セーリング競技の普及啓発 ・セーリングの魅力や楽しさを伝える方策 ②企画内容 ・来場者の心に残るような楽しめる企画内容 ③藤沢ビッグウェーブの団員数増加に関する方策 ④実施回数 ⑤安全性確保方策（失格要件）	18/100
3	クルーザーによるセーリング国際レース等観戦イベント	①セーリング競技の普及啓発 ・セーリングの魅力や楽しさを伝える方策 ②企画内容 ・来場者の心に残るような楽しめる企画内容 ③藤沢ビッグウェーブの団員数増加に関する方策 ④実現可能性 ・関係事業者との調整方策等 ⑤安全性確保方策（失格要件）	18/100
4	パラスポーツに関する授業の実施	①パラスポーツの普及啓発 ・パラスポーツの理解を深め，興味や体験を促すような方策 ②授業内容 ・誰もが受講したくなる魅力的な授業内容 ③公立・私立等，学校の選定内容 ④安全性確保方策（失格要件）	16/100
5		①セーリング競技の普及啓発	

	セーリングに関する授業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・セーリングの魅力や楽しさを伝える方策 ②授業内容 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが受講したくなる魅力的な授業内容 ③公立・私立等，学校の選定内容 ④安全性確保方策（失格要件） 	16/100
6	周知・広報業務	<ul style="list-style-type: none"> ①広報媒体，計画等 <ul style="list-style-type: none"> ・多くの市民の参加を促す工夫がなされた内容 	5/100
7	動画の2次利用	<ul style="list-style-type: none"> ①事業実施時の動画作成 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容を記録・発信することにより気運醸成を図る方策 	3/100
8	東京2020 マスコット PR	<ul style="list-style-type: none"> ①東京2020 マスコット PR <ul style="list-style-type: none"> ・マスコットを効果的に PR し，愛着を持っていただける方策 	3/100
9	「別紙3 業務委託内容」の「8 留意事項」への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ①東京2020 公式スポンサー等との連携や配慮方策 	3/100
10	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ①費用の積算 	2/100

(3) 事業者選考結果通知

最終選考結果については，参加申込書記載の所在地に，2019年（平成31年）3月6日（水）頃までに文書で発送します。

12 契約の締結及び本プロポーザルについて

優先交渉事業者に決定した事業者は，市との協議調整の後，仕様の条件を満たしていることを確認できた場合，セーリング競技普及啓発・東京2020大会気運醸成等に向けた広報業務委託に関わる契約書を市と締結するものとします。

(1) 契約期間

契約締結日から2020年（平成32年）3月25日（水）まで。

(2) 仕様の決定

仕様は，選考結果通知後，市と優先交渉事業者と協議の上，仕様内容を再確認し，協議の上で決定することとします。

なお，仕様内容の調整が不調となった場合には，第2位優先交渉事業者と調整を行うこととします。

13 提案の無効に関する事項

次の各号に該当するときは，その事業者の提案は無効とします。

(1) 提出物に虚偽の記載があるとき

(2) 優先交渉事業者の選考時点において，本実施要領の「5 参加資格」に掲げる

資格のない事業者が提案したとき

- (3) 本実施要領の「3 委託業務の概要」の「(4) 予算額の上限」を超える提案をしたとき
- (4) 必要書類の提出方法，提出先，受付期間に適合しないもの
- (5) 複数の規格提案書を作成し，提案したとき
- (6) 提案に関して，談合等の不正行為があったとき
- (7) その他，市が指示した事項及び本提案に関する条件に違反していることが判明したとき

14 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は，すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出された企画提案書類等は，選考結果に関わらず返却しません。
- (3) 提案募集に参加する事業者は，優先交渉事業者決定後において，この実施要領等の内容について，不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (4) 提出された提案書の著作権は，提案の採否に関わらず，提案書を提出した事業者に帰属します。ただし，市が公表等に当たり，修正等が必要と判断した場合には，市は，無償で使用及び修正できるものとし，あわせて，提案書を提出した事業者は，著作者人格権を主張しないものとし，ます。なお，提出書類は，本業務以外の目的で使用することはありませんが，提案書は，「藤沢市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため，提出される書類において，法人に関する情報に該当するものには，その旨を明記し，該当する部分を明らかにしてください。
- (5) 参加申込書を提出した後，参加を取り下げる場合は，辞退届を任意書式で提出するものとします。

以 上